

市民消火隊の活動について

1. 市民消火隊の位置づけ

市民消火隊（以下「消火隊」という）は、地震時の火災に対する初期消火と、避難道路周辺の延焼を防止することを目的に、昭和47年度から東京消防庁により結成されました。

その後、昭和54年に管理事務が区に移管され、消火隊は自治会・町会を母体とする防災市民組織の中の防火部門として位置づけられました。

2. 消火隊の構成

消火隊の責任者は、防災市民組織の長（自治会・町会長）が務めます。また、隊長は、防災市民組織の長（自治会・町会長）以外の方にお願ひし、消火隊の隊員相互のまとめ役としてその任務を担います。

隊員は、原則として隊長以下10名とします。

3. 消火隊の活動

（1）震災時における火災

震災時の火災における活動は、各種の水利を活用し、積極的に初期消火に努めるものとします。

また、平常時の火災については、本来の消火隊の活動目的には含まれませんが、初期消火活動に努めていただいた場合は、同様に各種の水利を活用いただき、消防隊の到着以降は、消防隊の指示により行動していただくようになります。

（2）訓練

災害時の活動に備えて、平常時からポンプ操法訓練を行い、技術の向上、習熟をはかるとともに、ポンプが有効に作動するよう点検を兼ねて、最低、月1回程度は訓練を行うものとします。

4. 災害補償の適用

消火隊の隊員が、訓練又は災害時の活動中に死亡する・傷害を負う・病気にかかる等の場合、その程度に応じて療養補償・障害補償・遺族補償が受けられます。

5. 経費の負担

消火隊が活動していくうえでの必要な経費は、原則として自治会・町会の負担となります。（ただし、ポンプの故障修理や部品交換、そして定期点検（年1回）等は、

区の負担で行います。)

活動の一部を負担する意味で、区から年間110,000円を助成金として交付します。また、活動実績に応じて特別助成金も交付します。

6. 資器材等

(1) 可搬消防ポンプ (C級)

可搬消防ポンプ (C級) 1台・台車及び付属品一式・ホース3本を区から貸与します。

(2) ポンプ格納庫

約5 m² (2,630×1,790mm) の格納庫を区から貸与します。設置場所については、自治会・町会で確保してください。

(3) 個人装備品

結成時に限り、隊員用の個人装備品 (10人分) を区から支給します。品目は、ヘルメット・略帽・腕章・作業衣・長靴・防火衣です。

(4) 燃料・オイル等

燃料・オイル等は、自治会・町会の負担で購入してください。

※ 自治会・町会の負担になる分は、毎年区から支給される活動助成金を有効にお使いください。

7. 資機材の修理等について

(1) 可搬消防ポンプ (C級)

故障修理や部品交換等が必要な不具合等がありましたら、**必ず区へ連絡をお願いいたします。** 区から業者へ連絡し、不具合への対応を要請します。

また、年に1回定期点検を行っています。定期点検を行う際には別途区より連絡いたしますので、ご対応をお願いいたします。

(2) ホース

穴が空いてしまった等でホースが使えなくなってしまった場合、新しいホースと交換いたしますので、区へ連絡をお願いいたします。

(3) 格納庫

修理等が必要な場合は区へ連絡をお願いします。区から業者へ連絡し、修理等の対応を要請します。

8. 訓練時の注意

(1) 訓練指導要請の連絡

ポンプの基本操作要領、取扱いについての技術的な指導は、消防署員又は消防

団員が行います。**消防署員又は消防団の指導を必要とする場合、訓練を行う前に必ず管轄の消防署へ連絡をお願いします。**

(2) 使用水利

訓練で使用する水利は、なるべく消火栓以外の水利を使用してください。消火栓の使用は原則として震災時以外使用できません。(消火栓をしようする場合は管轄する水道局及び消防署へ連絡して下さい)

また、地下防火水槽を使用する場合は、事前に消防署に届ける必要があります。

(3) 実施届・報告

訓練を行う場合、訓練を行う日の**1か月前まで**に、訓練の日時・場所・内容・責任者の氏名等を「**訓練実施計画書**」に記載し、**区に必ずご提出ください。**(訓練実施計画書の届出がないと前記4の災害補償が適用されません)

また、訓練実施ごとに実績を記録に残してください。毎年度末に、活動記録の提出をお願いしています。(別途活動記録用紙を送付いたしますので、区への提出をお願いいたします。)

9. その他

市民消火隊の活動について不明な点等がありましたら、区へご相談下さい。

連絡先	大田区役所総務部防災危機管理課
電話	5744-1611
FAX	5744-1519